

専任技術者一覧表

平成 年 月 日

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本社	青森 太郎	土-7、と-7	1 4
弘前支店	中南 三郎	と-4	0 2
〃	上北 四郎	園-7	1 4
<div data-bbox="113 878 389 1025" style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>様式第一号別紙二(2)に記載した営業所の名称を記載する。</p> </div> <div data-bbox="788 840 1062 1003" style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>専任技術者として担当する業種について、業種の略号とハイフンに続けて、「建設工事の種類」をコードで記入する。</p> </div> <div data-bbox="1062 840 1331 1003" style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>専任技術者として担当する業種について、業種の略号とハイフンに続けて、「建設工事の種類」をコードで記入する。</p> </div> <div data-bbox="199 1288 1204 1579" style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>○営業所の専任技術者とは</p> <p>「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート(工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等)を行うことがその職務です。</p> <p>営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者をいい、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務しなければなりません。よって、原則として工事現場の主任技術者又は監理技術者となることは出来ません。</p> </div>			